

## 川崎市立南菅小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市立南菅小学校 PTA (以下、「本会」という) の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

(個人情報の定義)

第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(守秘義務)

第 6 条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の適正な取得)

第 7 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め、公開し、本人に明示する。

(個人情報の利用目的)

第 8 条 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。

(1) PTA の活動と、活動における連絡

(個人情報の利用制限)

第 9 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(管理)

第 10 条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持出等)

第 11 条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し、パスワードをかけるなど適切に保管する。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために緊急を要する場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第 13 条 本会は、川崎市立南菅小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第 14 条 個人情報を第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号及び県、市役所、区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第 16 条 本会は本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第 17 条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。